

支部会議規程

(平成 24 年 2 月 20 日理事会制定)

(平成 28 年 5 月 17 日改正)

第 1 条 一般社団法人電子情報通信学会定款ならびに規則に定める支部事業の推進に必要な支部相互の連絡、本部と各支部の連携活動等を行い、本会地域活動の健全な発展を期すことを目的に支部会議を置く。

第 2 条 支部会議は、各支部からの代表者(支部長、支部幹事、その他支部運営委員等)および議長 1 名、副議長 1 名、幹事 3 名以内、委員若干名をもって構成する。

2. 議長は、後任副会長(学会運営・組織強化担当)とする。
3. 副議長は、前任副会長(学会運営・組織強化担当)とし、議長に事故あるときは議長を代行するものとする。
4. 幹事は、前任総務理事、および支部からの代表者とし、支部からの代表者の選定方法は別途定める。
5. 委員は後任総務理事、会計理事、企画理事とし、議長が指名する若干名を加えることができる。

第 3 条 支部会議は、支部活動に関する運営指針等の策定・見直し、支部活動活性化に関する意見交換、必要な相互連絡・調整等を行う。

2. 支部会議は年 2 回程度の開催を原則とし、議長が招集する。
3. 必要に応じて分科会を開催することができる。

第 4 条 本規程は、一般社団法人電子情報通信学会設立の登記の日から施行する。

(附 則)

本規程の施行に伴い「学生会連絡会規程(平成 13 年 5 月 31 一部改正)」は廃止する。

(附 則) 平成 28 年 5 月 17 日改正

本改正は、改正日から施行する。